

第 210 回 林政審議会議事録

1 開催日

令和5年5月26日（金）

2 方法

書面による開催

3 委員（五十音順、敬称略）

秋吉朋美、飯塚潤子、小貫裕司、小野なぎさ、吉川重幹、河野康子、小山由希子、齋藤幸恵、佐藤貢、立花敏、玉置敏子、土川覚、土屋俊幸、出島誠一、中崎和久、中西宏一、日當和孝、福島敦子、松浦純生、丸川裕之

4 議題

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針（案）について

5 審議結果

農林水産大臣より、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定するにあたり、意見を求める旨の諮問があった。

基本方針（案）の内容について、委員全員の同意を得た。

この際、齋藤幸恵委員から、次のとおり意見があった。

- ・ 監視・早期発見、ネットでの情報共有、さらに建設工事での発生低減の方策など、多角的により良く検討された内容と存じます。但し「対応が甘い抜け道」を出さない信頼性の担保のために、全国一律化の基準が、どのように科学的根拠に基づいて策定されるのかを、透明化して共有することは可能ではないでしょうか。
- ・ また、昨今の気象不安定化・激甚化を鑑みて、是正指導に従わない・特定できない場合でも措置の遅れが発生しないよう、行為者を肩代わりした強制執行による解消を先ず優先して実施しながら、並行して責任所在の追及をおこなっていくようにはできないでしょうか。

上記の意見に対し、林野庁から以下のとおり説明した。

- 盛土規制法における工事の許可基準等は、政省令で定めているほか、マニュアル等を整備して、細部の考え方や技術的根拠を示しています。ご意見のとおり、基準の根拠等を明らかにしたうえで、盛土等の安全対策を進めてまいります。
- ご意見のとおり、盛土の危険性が認められれば躊躇なく行政処分を実施し、災害防止のために必要な場合は、土地所有者や原因行為者等が対策を行うことを基本としつつ、緊急を要する場合には自治体が行政代執行を実施することが重要です。盛土規制法では、行政代執行法の特例として、緩和代執行、略式代執行及び特別緊急代執行を規定し、簡易迅速な手続により行政代執行を行うことを可能にしており、必要な場合は、この特例を躊躇なく利用するよう、ガイドライン等で示しています。

このほか、各委員からは、別紙のとおり意見があった。

これらの意見の取扱いについては、林政審議会会長一任とし、林政審議会会長より、基本方針（案）について、適当である旨の答申があった。

委員名	ご意見
河野 康子	・方針案に賛同いたします。早期に必要な手続を行い、災害防止の実効性を高めていただきたいと思います。
立花 敏	・これまでに行われた林政審議会での審議を踏まえた内容になっていると判断し、同意致します。
玉置 敏子	・全ての関係省庁、地方公共団体の連携のもとに各市町村や事業者の連携の強化により対策されるしくみは、防止・抑止につながるものと思われます。 ・又、方法としても調整結果、概要の公表は、普及・実行性にも効果があると思います。 ・今後更なるガイドラインやマニュアルの整備が期待されます。